

入院患者さんに提供する入院食事サービスの内容及び費用については、次のとおりです。

1. 入院時食事療養費（入院時生活療養費）

入院時食事療養（1）の届出を行っており、管理栄養士によって管理され食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

2. 食堂加算

食堂における食事が可能な患者さんについては、食堂において食事をお願いします。

3. 入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）	
一般（下記以外）	一般（下記以外）	490円	
低所得者（住民税非課税）	低所得者Ⅱ	90日目までの入院	230円
		91日以降の入院（長期該当者）	180円
該当なし	低所得者Ⅰ	110円	

※指定難病の患者であって一般区分に該当する方は、280円となります。